務	00	01	10年
（令和14年３月末まで保存）			

警　　務第４３１号
（生企、刑企、交企、備一）
令和４年３月２４日

各所属長　殿

青森県警察本部長

青森県警察指定被害者支援要員運用要綱の制定について

指定被害者支援要員については、「青森県警察指定被害者支援要員運用要綱の一部改正について」（令和３年３月19日付け警務第397号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、令和４年度の組織改編に伴い、別添のとおり所要の改正を行い、令和３年４月１日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

担当：警務課犯罪被害者支援室

青森県警察指定被害者支援要員運用要綱

第１　趣旨

この要綱は、事件・事故による被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）に対する支援体制の確立と指定被害者支援要員（以下「支援要員」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

第２　支援体制

１　総括責任者

総括責任者は、警察署長又は高速道路交通警察隊長とする。

２　運営責任者

運営責任者は、警察署の場合は警務課長とし、高速道路交通警察隊の場合は副隊長又は分駐隊長とする。

３　実施責任者

実施責任者は、警察署の場合は捜査担当課長とし、高速道路交通警察隊の場合は、運営責任者がこれを兼ねるものとする。

４　支援要員の指定

(1)　警察本部各所属及び警察署に支援要員を置き、原則として、警部補以下の階級にある警察官又は女性警察職員をもって充てる。

(2)　警察本部内の所属長及び警察署長は、職員の性格、実務能力等を勘案し、適任と認められる者を、下記により支援要員として指定するものとする。

なお、支援要員の指定に当たっては、女性被害者に対する適切な対応を図る観点から、女性警察官及び女性警察職員の指定に配慮すること。

ア　警察本部各所属

別表第１「本部指定被害者支援要員人員表」に定める基準により指定する。

イ　警察署

事案の内容や被害者等のニーズに即して適切な支援要員をあてることができるよう、警察署の体制や犯罪発生状況等を踏まえ、事件担当課及び当直ごとに１人以上指定する。

(3)　支援要員を指定したときは、警察本部長に報告するものとする。

５　支援の基準

(1)　支援要員による支援対象事案は、別表第２「対象事案一覧表」に掲げる事案とする。

(2)　警察署当直の支援要員は、原則として、当直中に認知した対象事案の被害者等について、当該事案を担当する支援要員に引き継ぎを行うまでの間の初期的

支援に当たるものとする。ただし、当直の支援要員による支援を継続する必要性を認める場合は、被害者の心身の状態やニーズ等を勘案した対応に配意する。

(3)　支援に当たる期間は、原則として、対象事案を認知したときから、当該事案の被疑者が検挙され、検察庁の処分が確定したときまでとする。ただし、事件の重大性、社会的反響、被害者等の要望等を勘案し、適宜、支援に当たる期間を短縮又は延長できるものとする。

第３　任務

１　総括責任者

本制度の運営に関する総括的な指揮を行うこと。

２　運営責任者

総括責任者の指揮の下、本制度の運用状況を把握し、必要に応じて支援の方針や体制、支援内容について実施責任者と協議を行うなど、被害者支援を適切に推進すること。

３　実施責任者

(1)　総括責任者の指揮の下、支援要員を適切に運用するとともに、被害者支援活動を効果的に推進すること。

(2)　対象事案を認知した場合、支援要員に具体的な任務を付与すること。

(3)　支援要員に対して、事案に係る捜査の経過や以後の捜査方針等について十分に把握させること。

(4)　支援要員による被害者等への情報提供に当たっては、いかなる時期にいかなる範囲の情報を提供することが適当であるかなどについて検討するとともに、支援要員が把握した被害者等の心身の状態やニーズなどの情報については、捜査担当者に適時に伝わるよう、支援要員と捜査担当者の緊密な連携に配意すること。

(5)　捜査の進捗状況や刻々と変化する被害者等のニーズ等を踏まえ、支援の方針や体制を適時見直して組織的に対応するなど、個々の事案における捜査や支援の状況を常に把握し、業務管理を徹底すること。

４　支援要員

(1)　被害者等のニーズに即した支援の実施

被害者等が何を望んでいるか、被害者等に何が必要かを常に念頭に置き、被害者等のニーズに即した適切な支援を行うこと。

(2)　犯罪被害等の早期軽減

犯罪被害の発生直後から継続的な支援を行い、犯罪被害等の早期軽減に努めること。

(3)　支援要員からの積極的な働き掛け

被害者等に対し、犯罪被害後の経過に応じた適宜適切な支援を提示するなど、積極的な働き掛けを行い、被害者等が必要な支援を必要なときに必要な場所で受けられるように配意すること。

(4)　被害者等に対する情報提供及び適切な説明

被害者等に対し、刑事手続や各種の支援制度に関する情報や、被害者等が直面している各般の問題や被害者等が陥りがちな心身の状況について、積極的に情報を提供し、適切な説明を行っていくこと。

(5)　二次的被害の防止

被害者等に対する事前説明、付添い、送迎、関係者との連携等により、被害者等が必然的にかかわらざるを得ない事情聴取、実況見分、証拠資料の採取等の刑事手続や医療等の過程で配慮に欠けた対応をされることによって受ける二次的被害の軽減・防止を図ること。

(6)　プライバシーへの配慮

被害者等が、周囲の人々の言動や報道機関による取材等により、二次的被害を受け、その名誉又は生活の平穏が害されることがないよう、被害者等のプライバシーの保護に配慮すること。

(7)　被害者等の安全確保

被害者等の再被害に対する不安の解消に努めるとともに、更なる犯罪被害等を受けることを防止し、その安全を確保するために必要な措置を講ずること。

(8)　民間犯罪被害者等支援団体と警察との有機的な連携

個々の被害者等の事情に即したきめ細かな支援を継続的に実施できる民間犯罪被害者等支援団体への情報提供について説明を行うとともに、同団体との間で、相互の役割分担や連絡方法等について認識の共有を図り、継ぎ目のない有機的な連携が行われるように配慮すること。

(9)　その他被害者等の支援に関すること。

第４　支援要員の健康管理

支援要員は、支援の実施により強いストレスを受け、心身の不調を生じる可能性があることから、支援要員の指揮・監督に直接あたる幹部等は支援要員の活動状況を確実に把握し、その言動に対して常に注意を払うとともに、必要に応じて早期に適切な対応を行うなど、支援要員のメンタルヘルスを含めた健康管理に十分配意すること。

第５　支援要員に対する教養

１　総括責任者は、所属の支援要員に対し、適切な被害者支援を行うための教養を行うとともに、被害者支援に関する教養への参加に配意すること。

２　警察本部警務課長は、支援要員に対し、被害者支援に関して必要な専門的教養等を行うものとする。

第６　支援要員の集中運用

１　警察本部長は、被害者多数の事件・事故及び社会的反響の大きな凶悪事件を認知した場合には、事案の規模、内容等を勘案し、必要な支援要員を関係所属に派遣するものとする。

２　派遣された支援要員は、派遣先の所属長の指揮を受け、任務を行うものとする。

３　派遣先の所属が複数にわたるときは、それぞれの所属長が相互に緊密な連携を保持するものとする。

４　派遣期間については、派遣先の所属長の意見を参考に、本部長が決定するものとする。

第７　警察本部警務課による運営管理

警察本部警務課は、本制度の運営状況の把握に努め、本部捜査担当部門との連携を図りつつ、関係所属に対して必要な指導等を行うものとする。

別表第１

本部指定被害者支援要員人員表

所　　属	人　　員
警　務　課	５　人
生活安全企画課	２　人
人身安全対策課	２　人
生活保安課	２　人
捜査第一課	２　人
捜査第二課	２　人
交通指導課	２　人
警備第一課	２　人
外　事　課	２　人
高速道路交通警察隊	本隊、分駐隊の係ごとに１人以上
上記以外の所属	１　人

別表第２

対象事案一覧表

区　　分	罪　　名　　等
身　体　犯	１　殺人罪（刑法第199条の罪であり、未遂を含む。） ２　強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。） ３　強盗・強制性交等罪、及び強盗・強制性交等致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。） ４　強制性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。） ５　強制わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。） ６　準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪（刑法第178条の罪であり、未遂を含む。） ７　監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179の罪であり、未遂を含む。） ８　強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪） ９　未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。） 10　営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。） 11　身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の２の罪であり、未遂を含む。） 12　所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。） 13　人身売買罪（刑法第226条の２の罪であり、未遂を含む。） 14　逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪） 15　逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪） 16　傷害致死罪（刑法第205条の罪） 17　傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治１か月以上の傷害を負ったもの 18　上記の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治１か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）
死亡ひき逃げ事件	車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法第72条第１項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件
ひき逃げ事件	車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第１項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件
交通死亡事故等	ひき逃げ事件のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治３か月以上の傷害を負った事故
危険運転致死傷罪等に該当する事件	危険運転致死傷罪（自動車運転死傷処罰法第２条及び第３条）、無免許危険運転致傷罪（同法第６条第１項）及び無免許危険運転致死傷罪（同法第６条第２項）が適用になる事件（ひき逃げ事件及び自動車等による業務上過失致死事件を除く。）
そ　の　他	上記事案以外で、本部長又は警察署長等が被害者支援を必要と認めた事案

【新旧対照表】

別表第１

本部指定被害者支援要員人員表

<table>
<tr><th colspan="2">新</th><th colspan="2">旧</th></tr>
<tr><td colspan="2"><table>
<tr><th>所　　属</th><th>人　　員</th></tr>
<tr><td>警　務　課</td><td>５　人</td></tr>
<tr><td>生活安全企画課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>人身安全対策課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>生活保安課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>捜査第一課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>捜査第二課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>交通指導課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>警備第一課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>外　事　課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>高速道路交通警察隊</td><td>本隊、分中隊の係ごとに１人以上</td></tr>
<tr><td>上記以外の所属</td><td>１　人</td></tr>
</table></td><td colspan="2"><table>
<tr><th>所　　属</th><th>人　　員</th></tr>
<tr><td>警　務　課</td><td>５　人</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>少年女性安全課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>保　安　課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>捜査第一課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>捜査第二課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>交通指導課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>警備第一課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>外　事　課</td><td>２　人</td></tr>
<tr><td>高速道路交通警察隊</td><td>本隊、分中隊の係ごとに１人以上</td></tr>
<tr><td>上記以外の所属</td><td>１　人</td></tr>
</table></td></tr>
</table>